

佐賀県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で同法第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その施設を廃止した旨、佐賀市選挙管理委員会から報告があった。

令和5年2月21日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

施設の名称	施設の所在地
佐賀市産業振興会館大会議室	佐賀市諸富町大字為重529番地5